

## 2026 年度和歌山県女子サッカーリーグ要項

### 1. 目的

女子サッカーの普及発展を目指し、加盟チーム相互の親睦を図り、広くサッカー競技の普及振興に寄与することを目的とする。

### 2. 名称

和歌山県女子サッカーリーグ

### 3. 主催

(一社) 和歌山県サッカー協会

### 4. 主管

和歌山県女子委員会

### 5. 期日

和歌山県女子委員会で決定する。

### 6. 会場

和歌山県内の公営施設及び準ずる施設

### 7. 参加資格

#### (1) チーム

2026 年度 (一社) 和歌山県サッカー協会に女子登録しているチームであること。

#### (2) 選手

2026 年度 (公財) 日本サッカー協会に登録している女子選手であること。登録府県に関わらず参加することを認める。

#### (3) 選手証

試合会場に選手証 (写真付) を持参しない選手の出場は認めない。

選手証とは、(公財) 日本サッカー協会 WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またはスマートフォンや PC 等の画面に表示したもの。

#### (4) 選手登録

試合毎のエントリーとし、選手登録人数は自由とする。また、リーグ期間中の移籍を認める。

### 8. リーグの開催

女子委員会が参加を認めたチーム、及びチーム数による総当たり方式

### 9. 競技方法

#### (1) 試合時間は 60 分 (前後半各 30 分)

ハーフタイムのインターバルは前半終了後 10 分とし、競技時間内で勝敗が決しない場合は引き分けとする。

#### (2) 主審の判断で給水タイムを前・後半の中間にとることができる。

気温・湿度の状況によりクーリングブレイクを設ける場合がある。それに費やした時間はアディショナルタイムとして計上する。(WBGT 計の計測による)

### 10. 競技規則

(1) 2026 年度 (公財) 日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。ただし、以下の項目については当リーグとして規定を定める。

#### (2) 交代要員の数

制限なし。再交代することができる。

(3) 選手交代回数の制限

前半、ハーフタイムでの交代を除き3回までとする。ただし、負傷による交代またはGKの退場による交代の場合はこの回数に含まない。

11. 順位の決定

- (1) ①勝点 ②得失点差 ③総得点 ④相互対戦 の順で順位を決定する。
- (2) 勝点は「勝：3点」、「引分：1点」、「敗：0点」とする。
- (3) 試合棄権の場合は、棄権チームの勝点を-3とし、スコアは5対0とする。

12. ユニフォーム

2026年度（公財）日本サッカー協会のユニフォーム規定による。ただし、以下の項目については当リーグとして規定を定める。

- (1) ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ストッキング）については、1着以上を試合会場に持参し、着用しなければならない。GKについてはビブスを着用することができる。
- (2) シャツに選手番号を表示しなくてもよい。シャツに選手番号の表示がある場合、競技中の選手番号の変更を認める。
- (3) ユニフォームのデザイン、ロゴ等が異なっても主たる色が同系色であれば着用することができる。
- (4) GKのユニフォームについて、ショーツ、ソックスはフィールドプレーヤーと同系色でも良いものとする。また、GKユニフォームの色彩は両チーム同じでも良い。
- (5) 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合においていずれのチームがビブス等を着用することをコイントスで決定する。
- (6) ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
- (7) アンダーシャツの色は問わない。ただし、原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- (8) アンダーショーツ及びタイツの色は問わない。ただし、原則としてチーム内で同色のものを着用する。

13. 試合級

5号検定級を当該試合各チームが1球用意する。

14. 組み合わせ

女子委員会にて決定する。

15. 参加費

参加費は参加チームの相互負担とし、金額は女子委員会で決定する。

16. 傷害

故意による明らかな暴行等の加害行為を除き各チームの責任とする。

17. 大会運営

- (1) 各試合日の会場責任者を女子委員会で決定する。
- (2) 参加チームは、試合当日の会場設営・撤収に協力すること。原則として第1試合チームが設営、最終試合チームが撤収を行うこと。
- (3) 各試合の審判割り当ては女子委員会で決定する。

18. その他

本要項に明記のない事項については、女子委員会において決定する。